

大口町指定介護保険事業所等の指導及び監査に係る身分証明書交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、関係職員が町長の命により法第78条の7第1項、第83条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項及び第115条の45の7第1項に規定する質問及び検査を行う場合並びに法第115条の33第1項の規定に基づき、サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する検査を行う場合携帯すべき身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）について、その交付及び保管等の基本的な事項を定めることにより、介護保険事業所等に係る指導及び監査の適正な実施を図ることを目的とする。

(身分証明書の所管課)

第2条 身分証明書の交付等に係る事務については、健康福祉部長寿ふくし課が所管する。

(身分証明書の交付)

第3条 町長は、第1条に規定する質問及び検査を行う事務を担当する職員（以下「担当職員」という。）に身分証明書を交付するとともに、身分証明書交付者名簿（様式第1）に必要事項を記載するものとする。

(身分証明書の様式)

第4条 身分証明書の様式は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第165条の4の規定等に基づき、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法第78条の7第2項、第83条第2項、第115条の7第2項、第115条の27第2項及び第115条の45の7第2項において準用する法第24条第3項の規定により携帯すべき証明書（様式第2）

(2) 法第115条の33第5項において準用する法第24条第3項の規定により携帯すべき証明書（様式第3）

(身分証明書の携帯)

第5条 担当職員は、第1条に規定する質問及び検査を行う場合において、身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(貸与又は譲渡の禁止)

第6条 担当職員は、身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(身分証明書の保管)

第7条 担当職員は、身分証明書について、適正な保管に努めなければならない。

2 担当職員は、身分証明書を紛失又は破損した場合は、町長に対して速やかに届け出なければならない。

(身分証明書の再交付)

第8条 町長は、前条第2項の届出を受けた場合は、身分証明書交付者名簿に必要事項を記載し、当該担当職員に対して身分証明書を再交付するものとする。

(記載事項の変更)

第9条 担当職員は、身分証明書の記載事項に変更が生じた場合は、町長に対して身分証明書を添えて速やかに届け出なければならない。

(身分証明書の返還)

第10条 町長は、身分証明書の交付を受けた職員が担当職員でなくなったときは、速やかに身分証明書を返納させ、身分証明書交付者名簿に必要事項を記載するものとする。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和3年3月26日 大口町訓令第6号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日 大口町訓令第10号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 2 (第 4 条関係)

(表面)

(報告等)
第百十五條の七 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービスの事業に関する場所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 2 (省略)

(報告等)
第百十五條の十七 市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する場所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 2 (省略)

(報告等)
第百十五條の二十七 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関する場所等に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 2 (省略)

第二百九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一 (省略)
 二 第四十二條第四項、第四十二條の三第三項、第四十五條第八項、第四十七條第四項、第四十九條第三項、第五十四條第四項、第五十四條の三第三項、第五十七條第八項、第五十九條第四項、第七十六條第一項、第七十八條の七第一項、第八十三條第一項、第九十條第一項、第百條第一項、第百十五條の七第一項、第百十五條の十七第一項、第百十五條の二十七第一項又は第百十五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 三 (省略)

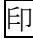
介護保険検査証

第七十八條の七、
 第八十三條、第九十條、
 第百十五條の七、第百十五條の十七、
 第百十五條の二十七・第二百九條関係

(裏面)

第 号

年 月 日交付

大口町長 

職 名

氏 名

介護保険法 (抄)

(報告等)
第七十八條の七 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関する場所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 2 (省略)

(報告等)
第八十三條 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関する場所等に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

様式第3 (第4条関係)

(表面)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 (省略)
二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
三 (省略)

介護保険検査証

(第百十五条の三十三・第二百九条関係)

(裏面)

介護保険法 (抄)

(報告等)
第百十五条の三十三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 (省略)
3 (省略)
4 (省略)
5 (省略)

第 号

年 月 日交付

大口町長 印

職 名

氏 名